企業結合規制の概要

企業結合規制(独占禁止法第4章)

事業支配力の過度の集中が生じたり、競争制限的な市場構造が創出・形成されたりすることを未然に防止し、 これにより我が国市場における公正かつ自由な競争を維持・促進する目的で設けられたものであり、私的独 占、不当な取引制限及び不公正な取引方法の禁止規定と並んで独占禁止法上重要な役割を有する規定

市場集中規制

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる株式取得·所有、役員兼任、合併、分割、 共同株式移転又は事業譲受け等を禁止

一般集中規制

- ① 他の国内の会社の株式を所有・取得することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止(第9条)
- ② <u>銀行等による他の国内の会社の5%(保険会社にあっては10%)を超える議決権の取得・保有を禁止(第11条)</u>

第11条による規制の概要

規制の趣旨

- ① 事業支配力の過度の集中の防止 金融会社は融資を通じた企業支配の可能性を有しており、これに株式保有が加わればその可能性が 更に大きくなると考えられることから、金融会社を中心として事業支配力が過度に集中することとなることを防止
- ② 競争上の問題の発生の防止 (a)金融会社が事業会社と結び付くことにより、事業会社に対して信用状態に比して著しく有利な条件で融資が行われるなど、当該事業会社の属する市場での競争が歪められる可能性や、(b)金融会社と事業会社が結び付くことにより、金融会社が取引先に対し、結び付きのある事業会社の取り扱う商品の購入を要請するなど、不公正取引の素地が形成される可能性を防止

規制の例外

- ① 第1項の認可を受けた場合 ⇒ 認可を受けた期間が例外
- ② 第1項第1号(担保権の行使等による取得等)、第2号(他の会社による自己株式の取得に伴う議決権保有比率の超過)、第3号(信託財産としての取得等)又は第6号(公正取引委員会規則で定める場合。 例:債務の株式化による取得等)に該当する場合 ⇒ 1年間が例外
- ③ ②の場合であって第2項の認可を受けた場合 ⇒ ②の1年間に加え、認可を受けた期間が例外
- ④ 第1項第4号(投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての取得等)又は第5号(民法組合の非業務執行組合員としての取得等) ⇒ 10年間が例外(10年超の場合は①の認可の対象となり得る)
 - (注)公正取引委員会はガイドライン(「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(平成14年11月)等)を公表し、認可の考慮事項等の明確化を図っている

「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」の改定案に対する意見募集について

平成26年1月24日公正取引委員会

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」といいます。)第11条は、銀行又は保険会社が他の国内の会社の議決権を5%(保険会社の場合は10%。以下同じ。)を超えて取得し、又は保有(以下「保有等」といいます。)することを原則として禁止していますが、あらかじめ同条に基づく公正取引委員会の認可を受けた場合等は、5%を超えて保有等することができるとしています。公正取引委員会は、平成14年11月に「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下「11条ガイドライン」といいます。)及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」(以下「債務の株式化ガイドライン」といいます。)を公表し、認可に係る考え方を明らかにしています。

公正取引委員会は、今般、「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)及び「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)を踏まえ、独占禁止法第11条の規制趣旨に照らして金融機関の保有等可能な議決権の割合の上限について適用除外・例外規定の在り方を含め検討を行った結果、11条ガイドライン及び債務の株式化ガイドラインを改定することとし、その改定案を公表し、関係各方面から意見を募集することとしました。

1 改定案の概要

(1) 11条ガイドラインの改定案(別紙1)

ア 銀行が事業再生の途上にある他の国内の会社の5%超の議決権を保有等することとなる場合について、当該他の国内の会社が一定の要件を満たす場合は、原則として3年(当該他の国内の会社が中小企業である場合は原則として5年)を限度として認可することとします。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課 電話 03-3581-3719(直通)

ホームページ http://www.jftc.go.jp/

- イ 銀行又は保険会社が投資事業有限責任組合の有限責任組合員又は投資事業を営む 民法上の組合の非業務執行組合員となり、組合財産として株式を取得又は所有(以 下「所有等」といいます。)することにより、他の国内の会社の5%超の議決権を 保有等する場合であって、当該議決権を有することとなった日から政令で定める期間(注)を超えて当該議決権を保有しようとする場合について、一定の要件を満た す場合は、個別の事項を考慮し、一定の期限を付して認可することとします。
 - (注) 10年(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和52年 政令第317号)第17条)
- ウ 銀行又は保険会社が信託財産として株式を所有等することにより、他の国内の会社の議決権を5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合(注)について、認可要件の一部を撤廃等するとともに、認可に当たっては、原則として、期限を付さないこととします。
 - (注) 当該議決権を保有等する者以外の委託者又は受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除きます。

(2) 債務の株式化ガイドラインの改定案(別紙2)

銀行が債務の株式化により、他の国内の会社の議決権を5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合について、当該他の国内の会社が一定の要件を満たす場合は、原則として2年(当該他の国内の会社が中小企業である場合は原則として4年)を限度として認可することとします。

2 意見募集

(1) 資料入手方法

- ア 電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載
- イ 公正取引委員会のホームページに掲載
- ウ 公正取引委員会事務総局の本局企業結合課(東京都),各地方事務所(札幌市,仙台市,名古屋市,大阪市及び福岡市)及び支所(広島市及び高松市)並びに内閣府沖縄総合事務局(那覇市)において供覧

(2) 意見提出方法

住所、氏名(ふりがな)、所属団体名又は会社名及び連絡先(電子メールアドレス、FAX番号又は電話番号)を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

<電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルや URL へのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了 承願います。

メールアドレス: 11 jyouguideline—O— iftc. go. jp

(迷惑メール等防止のため、アドレスの中の「@」を「—〇—」としております。メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。)

(注) メールの件名を「11条ガイドライン案等に対する意見」としてください。

<FAXの場合>

宛先を「企業結合課 11条ガイドライン案等担当」と明記してください。 宛先のない意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

FAX番号: 03-3581-5771

(注)送信票の件名に「11条ガイドライン案等に対する意見」と明記してください。

<郵送の場合>

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会事務総局 経済取引局 企業結合課 11条ガイドライン案等担当 宛

(3) 意見提出期限

平成26年2月24日(月)18:00必着

(4) 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。

「独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の 認可についての考え方」 新旧対照表

下線部が変更箇所

改正後

独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険「独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険 会社の議決権の保有等の認可についての考え方

> 平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年4月27日 改定 平成18年5月 1日 改定 平成19年9月30日 改定 平成22年1月 1日 改定 平成26年〇月 〇日

(略)

第1 (略)

1 (略)

(1) ~ (3) (略)

- 2 銀行が他の国内の会社(上場されている 株式の発行者である会社以外の会社であっ て,以下の(1)から(3)のいずれかに当たる 会社に限る。) の総株主の議決権の5%超の 議決権を保有等することとなる場合には、 原則として、法第11条第1項ただし書の 規定により一定の期限(注3)を付して認 可することとする。
 - (1) 特定債務等の調整の促進のための特定 調停に関する法律第2条第3項に規定す る特定調停が成立している会社
 - (2) 民事再生法第2条第3号に規定する再 生計画につき同法の規定による再生計画 認可の決定を受けている会社
 - (3) 会社更生法第2条第2項に規定する更 生計画につき同法の規定による更生計画 認可の決定を受けている会社
 - (注3) 一定の期限までの期間は、原則と して3年(株式発行会社が中小企業 の新たな事業活動の促進に関する法

改正前

会社の議決権の保有等の認可についての考え方

平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年4月27日 改定 平成18年5月 1日 改定 平成19年9月30日 改定 平成22年1月 1日

(略)

第 1 (略)

(略)

(1) ~ (3) (略)

改正前

律第2条第1項に規定する中小企業者の場合は原則として5年)を限度として認可することとし、その限度を超える期間の認可の可否については、下記5(1)から(3)を考慮して、個別に検討することとする。

- 3 投資事業有限責任組合は,通常,投資先 の成長発展等を支援することを通じて自ら キャピタルゲインを得ることを目的として いることから、申請会社が投資事業有限責 任組合の有限責任組合員 (以下「有限責任 組合員」という。)となり、組合財産として 株式を取得又は所有(以下「所有等」とい う。) することにより、他の国内の会社の総 株主の議決権の5%超の議決権を保有等す る場合(当該議決権を有することとなった 日から私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律施行令(昭和52年政令第3 17号。以下「施行令」という。) 第17条 で定める期間を超えて当該議決権を保有し ようとする場合に限る。) であって、次の (1)から(3)の全てに当たる場合には、法第 11条第1項ただし書の規定により一定の 期限(注4)を付して認可することとす る。
 - (1) 有限責任組合員が議決権を行使することができない場合
 - (2) 議決権の行使について有限責任組合員 が投資事業有限責任組合の無限責任組合 員に指図を行うことができない場合
 - (3) <u>キャピタルゲインを得ることを目的とした当面の期間の議決権の保有であると</u>認められる場合(注5)
 - (注4)一定の期限については、株式発行会社の成長発展等の支援に通常必要と考えられる期間、所有等した株式の売却交渉の状況等の個別の事項を考慮して検討することとする。

(注5) 例えば、株式発行会社の成長発展

改正前

等の支援に通常必要と考えられる期間を経過し、所有等した株式の売却交渉の難航等の事情がないにもかかわらず議決権の保有を継続している場合のように、キャピタルゲインを得るという目的に照らして議決権を保有することに合理的な理由がないと認められるような場合は、(3)に当たらないこととなる。

- 4 上記3は、申請会社が民法第667条第 1項に規定する組合契約で会社に対する投 <u>資事業を営むことを約するものによって成</u> 立する組合(一人又は数人の組合員にその 業務の執行を委任しているものに限る。以 下「投資事業を営む民法上の組合」とい う。) の組合員(業務の執行を委任された者 を除く。以下「非業務執行組合員」とい う。)となり、組合財産として株式を所有等 することにより、他の国内の会社の総株主 の議決権の5%超の議決権を保有等する場 合(当該議決権を有することとなった日か ら施行令第17条で定める期間を超えて当 該議決権を保有しようとする場合に限る。) に準用する。この場合において、上記3中 「投資事業有限責任組合」とあるのは「投 資事業を営む民法上の組合」と、「有限責任 組合員」とあるのは「非業務執行組合員」 と、「投資事業有限責任組合の無限責任組合 員」とあるのは「業務の執行を委任された 者」と読み替えるものとする。
- 5 上記 1 から 4 に該当しない申請については、次の点を考慮して、個別に認可の可否を検討することとする。
 - (1) 申請会社による議決権の保有等の必要性
 - (2) 当該議決権の保有等による申請会社の 事業支配力増大のおそれの有無及びその 程度
 - (3) 株式発行会社の属する市場における競
- 2 上記1に該当しない申請については、次 の点を考慮して、個別に認可の可否を検討 することとする。
 - (1) 申請会社による議決権の保有等の必要性
 - (2) 当該議決権の保有等による申請会社の 事業支配力増大のおそれの有無及びその 程度
 - (3) 株式発行会社の属する市場における競

争への影響

第2 法第11条第2項の規定による認可

- 1 法第11条第2項の規定による認可は、同 条第1項の適用除外議決権のうち、同項第1 号から第3号まで及び第6号に該当する議決 権の保有等であって、申請会社が当該議決権 につき1年を超えて保有等しようとする場合 になされるものであり、具体的には次の株式 の所有等に係る議決権の保有等が対象となる。
 - (1) 担保権の行使による株式の所有等(第1号)
 - (2) 代物弁済の受領による株式の所有等 (第1号)
 - (3) 自己の株式の取得 (第2号)
 - (4) 信託財産としての株式の所有等(第3号)
 - (5) 他の国内の会社の事業活動を拘束する おそれがない場合として公正取引委員会 規則で定める場合(第6号)
- 2 信託財産については、委託者又は受益者の利益のために管理されており、また、信託勘定と銀行勘定の分別管理が義務付けられていることから、申請会社が信託財産として株式を所有等することにより、議決権を保有等する場合(当該議決権を取得者といる者以外の委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)であって、次の(1)及び(2)のいずれにも当たるものは認可することとし、認可に当たっては、原則として、期限を付さないこととする(注6)。
 - (1) 株式発行会社の総株主の議決権に占め る信託財産として所有等する株式を除く 株式に係る保有等する議決権の割合が 5%以下であること。

争への影響

- 第2 法第11条第2項の規定による認可
 - 1 法第11条第2項の規定による認可は、同 条第1項の適用除外議決権のうち、同項第1 号から第3号まで及び第6号に該当する議決 権の保有等であって、申請会社が当該議決権 につき1年を超えて保有等しようとする場合 になされるものであり、具体的には次の株式 の取得又は所有(以下「所有等」という。) に係る議決権の保有等が対象となる。
 - (1) 担保権の行使による株式の所有等(第1号)
 - (2) 代物弁済の受領による株式の所有等 (第1号)
 - (3) 自己の株式の取得 (第2号)
 - (4) 信託財産としての株式の所有等(第3号)
 - (5) 他の国内の会社の事業活動を拘束する おそれがない場合として公正取引委員会 規則で定める場合(第6号)
 - 2 信託財産については、委託者又は受益者の利益のために管理されており、また、信託勘定と銀行勘定の分別管理が義務付けられていることから、申請会社が信託財産として株式を所有等することにより、議決権を保有等する場合(当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)であって、次の(1)から(3)のすべてに当たるものは、一定の期限(注3)を付して認可することとする。
 - (1) 株式発行会社の総株主の議決権に占め る信託財産として所有等する株式を除く 株式に係る保有等する議決権の割合が 5%以下であること。

改正前

- (2) 信託財産として所有等した株式に係る 議決権について、銀行勘定に係るものと は別個に行使し、かつ、これを担保する ための社内体制の整備がされているこ と。
- (注6) 認可の期間が1年を超える場合 (認可に期限を付さない場合を含む。)には、申請会社の毎年12月末 日時点における議決権の分別行使に 係る社内体制整備状況を速やかに公 正取引委員会に報告することとする。
- 3 債務の株式化に係る議決権の保有等については、「債務の株式化に係る独占禁止法第 11条の規定による認可についての考え方 (平成14年11月12日 公正取引委員 会)」による。
 - (注7) 会社更生法の規定に基づく更生計 画の定めによる株式の取得に係る議 決権の保有等についても、同様であ る。
- 4 (略)
 - (1) ~ (3) (略)
- 5 (略)

- (2) 株式発行会社の総株主の議決権に占める信託財産として所有等する株式(当該株式を取得等することにより、議決権を保有等する場合であって、当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は受益者が議決権を行使することができるもの及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができるものを除く。)に係る議決権を含む保有等する議決権の割合が10%以下であること。
- (3) 信託財産として所有等した株式に係る 議決権について、銀行勘定に係るものと は別個に行使し、かつ、これを担保する ための社内体制の整備がされているこ と。
- (注3)一定の期限については、所有等した株式の資産運用の目的、状況等の個別の事項を考慮して検討することとなるが、原則として5年以内の期限を付して認可を行うこととする。
- 3 債務の株式化に係る議決権の保有等については、「債務の株式化に係る独占禁止法第 11条の規定による認可についての考え方 (平成14年11月12日 公正取引委員 会)」による。
 - (注4) 会社更生法の規定に基づく更生計 画の定めによる株式の取得に係る議 決権の保有等についても、同様であ る。
- 4 (略)
 - (1) ~ (3) (略)
- 5 (略)

「債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定による認可についての考え方」 新旧対照表

下線部が変更箇所

改正後

債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定|債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定 による認可についての考え方

> 平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年1月4日 改定 平成22年1月1日 改定 平成26年〇月〇日

(略) 1

2 (略)

(1)・(2) (略)

- 3 銀行が、債務の株式化により、他の国内の 会社(上場されている株式の発行者である会 社以外の会社であって,以下の(1)から(4)の いずれかに当たる会社に限る。)の議決権をそ の総株主の議決権の5%を超えて保有するこ ととなった日から1年を超えて当該議決権を 保有しようとする場合には、原則として、上 記2(1)及び(2)のいずれにも該当しないもの として、法第11条第2項の規定により一定 の期限(注3)を付して認可を行うこととす る。
 - (1) 特定債務等の調整の促進のための特定調 停に関する法律第2条第3項に規定する特 定調停が成立している会社
 - (2) 民事再生法第2条第3号に規定する再生 計画につき同法の規定による再生計画認可 の決定を受けている会社
 - (3) 会社更生法第2条第2項に規定する更生 計画につき同法の規定による更生計画認可 の決定を受けている会社
 - (4) 産業競争力強化法第2条第16項に規定 する特定認証紛争解消手続に基づき事業再 生計画が作成されている会社

改正前

による認可についての考え方

平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年1月4日 改定 平成22年1月1日

(略) 1

2 (略)

(1)・(2) (略)

改正前

- (注3) 一定の期限までの期間は、原則と して2年(当該他の国内の会社が中 小企業の新たな事業活動の促進に関 する法律第2条第1項に規定する中 小企業者の場合は原則として4年) を限度として認可することとし、そ の限度を超える期間の認可の可否に ついては、上記2(1)及び(2)の該当 性を個別に検討することとする。
- 4 法第11条第1項第6号の場合に係る同条 第2項の規定に基づく認可については、銀行 又は保険会社が「当該議決権を速やかに処分 することを条件としなければならない」と規 定されているが、債務の株式化に係る認可の 場合には、これは「当該議決権を遅くとも合 理的な経営改善のための計画の終了後速やか に処分することを条件としなければならな い」との趣旨であるとする。
- 5 認可の期間が1年を超える場合には、認可を受けた銀行又は保険会社が各事業年度終了後速やかに当該計画の進ちょく状況等について公正取引委員会に報告することとする。
 - (注4) 当該計画が早期に達成され、認可期間中に上記2(1)又は(2)に該当することとなるなど、認可の要件である事実が消滅し、又は変更したと認めるときは、公正取引委員会は、法第70条の12第1項の規定に基づいて、認可を取り消し、又は変更することができる。

- 3 法第11条第1項第6号の場合に係る同条 第2項の規定に基づく認可については、銀行 又は保険会社が「当該議決権を速やかに処分 することを条件としなければならない」と規 定されているが、債務の株式化に係る認可の 場合には、これは「当該議決権を遅くとも合 理的な経営改善のための計画の終了後速やか に処分することを条件としなければならな い」との趣旨であるとする。
- 4 認可の期間が1年を超える場合には、認可を受けた銀行又は保険会社が各事業年度終了後速やかに当該計画の進ちょく状況等について公正取引委員会に報告することとする。
 - (注3) 当該計画が早期に達成され、認可期間中に上記2(1)又は(2)に該当することとなるなど、認可の要件である事実が消滅し、又は変更したと認めるときは、公正取引委員会は、法第70条の12第1項の規定に基づいて、認可を取り消し、又は変更することができる。

「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」の改定について

平成26年3月31日公正取引委員会

- 1 公正取引委員会は、「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定) 及び「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)を踏まえ、 独占禁止法第11条の規制趣旨に照らして金融機関の保有等可能な議決権の割合の上限 について適用除外・例外規定の在り方を含め検討を行った結果、「独占禁止法第11条の 規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の 株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」を改定すること とし、平成26年1月24日にその改定案を公表し、同年2月24日を期限として、関 係各方面から意見を求めたところです。
- 2 今回の意見募集では、2名の方から意見が提出されました。公正取引委員会は、提出された意見等を慎重に検討した結果、技術的な修正を行った上で「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を別紙1、「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」を別紙2のとおり改定し、公表することとしました(いずれも施行期日は平成26年4月1日)。提出された意見の概要及びこれに対する公正取引委員会の考え方は別紙3のとおりです。なお、提出された意見については、公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課において閲覧に供します。
- 3 公正取引委員会は、今般の見直しの趣旨を踏まえ、引き続き、的確に独占禁止法第 11条を運用していくこととしています。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課 電話 03-3581-3719 (直通)

ホームページ http://www.jftc.go.jp/

「独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の 認可についての考え方」 新旧対照表

下線部が変更箇所

改正後

現 行

会社の議決権の保有等の認可についての考え方

平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年4月27日 改定 平成18年5月 1日 改定 平成19年9月30日 改定 平成22年1月 1日 改定 平成26年4月 1日

独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険「独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険 会社の議決権の保有等の認可についての考え方

> 平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年4月27日 改定 平成18年5月 1日 改定 平成19年9月30日 改定 平成22年1月 1日

(略)

第1 (略)

1 (略)

(1) ~ (3) (略)

(略)

第 1 (略)

(略)

(1) ~ (3) (略)

- 2 銀行が他の国内の会社(上場されている 株式の発行者である会社以外の会社であっ て,以下の(1)から(3)のいずれかに当たる 会社に限る。) の総株主の議決権の5%超の 議決権を保有等することとなる場合には、 原則として、法第11条第1項ただし書の 規定により一定の期限(注3)を付して認 可することとする。
 - (1) 特定債務等の調整の促進のための特定 調停に関する法律第2条第3項に規定す る特定調停が成立している会社
 - (2) 民事再生法第174条第1項の規定に よる再生計画認可の決定を受けている会 社
 - (3) 会社更生法第199条第1項の規定に よる更生計画認可の決定を受けている会 社
 - (注3) 一定の期限までの期間は、原則と して3年(株式発行会社が中小企業 の新たな事業活動の促進に関する法

現 行

律第2条第1項に規定する中小企業者の場合は原則として5年)を限度として認可することとし、その限度を超える期間の認可の可否については、下記5(1)から(3)を考慮して、個別に検討することとする。

- 3 投資事業有限責任組合は,通常,投資先 の成長発展等を支援することを通じて自ら キャピタルゲインを得ることを目的として いることから、申請会社が投資事業有限責 任組合の有限責任組合員 (以下「有限責任 組合員」という。)となり、組合財産として 株式を取得又は所有(以下「所有等」とい う。) することにより、他の国内の会社の総 株主の議決権の5%超の議決権を保有等す る場合(当該議決権を有することとなった 日から私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律施行令(昭和52年政令第3 17号。以下「施行令」という。) 第17条 で定める期間を超えて当該議決権を保有し ようとする場合に限る。) であって、次の (1)から(3)の全てに当たる場合には、法第 11条第1項ただし書の規定により一定の 期限(注4)を付して認可することとす る。
 - (1) 有限責任組合員が議決権を行使することができない場合
 - (2) 議決権の行使について有限責任組合員 が投資事業有限責任組合の無限責任組合 員に指図を行うことができない場合
 - (3) <u>キャピタルゲインを得ることを目的とした当面の期間の議決権の保有であると</u>認められる場合(注5)
 - (注4)一定の期限については、株式発行会社の成長発展等の支援に通常必要と考えられる期間、所有等した株式の売却交渉の状況等の個別の事項を考慮して検討することとする。
 - (注5) 例えば, 株式発行会社の成長発展

現 行

等の支援に通常必要と考えられる期間を経過し、所有等した株式の売却交渉の難航等の事情がないにもかかわらず議決権の保有を継続している場合のように、キャピタルゲインを得るという目的に照らして議決権を保有することに合理的な理由がないと認められるような場合は、(3)に当たらないこととなる。

- 4 上記3は、申請会社が民法第667条第 1項に規定する組合契約で会社に対する投 <u>資事業を営むことを約するものによって成</u> 立する組合(一人又は数人の組合員にその 業務の執行を委任しているものに限る。以 下「投資事業を営む民法上の組合」とい う。) の組合員(業務の執行を委任された者 を除く。以下「非業務執行組合員」とい う。)となり、組合財産として株式を所有等 することにより、他の国内の会社の総株主 の議決権の5%超の議決権を保有等する場 合(当該議決権を有することとなった日か ら施行令第17条で定める期間を超えて当 該議決権を保有しようとする場合に限る。) に準用する。この場合において、上記3中 「投資事業有限責任組合」とあるのは「投 資事業を営む民法上の組合」と、「有限責任 組合員」とあるのは「非業務執行組合員」 と、「投資事業有限責任組合の無限責任組合 員」とあるのは「業務の執行を委任された 者」と読み替えるものとする。
- 5 上記 1 から 4 に該当しない申請については、次の点を考慮して、個別に認可の可否を検討することとする。
 - (1) 申請会社による議決権の保有等の必要性
 - (2) 当該議決権の保有等による申請会社の 事業支配力増大のおそれの有無及びその 程度
 - (3) 株式発行会社の属する市場における競
- 2 上記1に該当しない申請については、次 の点を考慮して、個別に認可の可否を検討 することとする。
 - (1) 申請会社による議決権の保有等の必要性
 - (2) 当該議決権の保有等による申請会社の 事業支配力増大のおそれの有無及びその 程度
 - (3) 株式発行会社の属する市場における競

現 行

争への影響

第2 法第11条第2項の規定による認可

- 1 法第11条第2項の規定による認可は、同 条第1項の適用除外議決権のうち、同項第1 号から第3号まで及び第6号に該当する議決 権の保有等であって、申請会社が当該議決権 につき1年を超えて保有等しようとする場合 になされるものであり、具体的には次の株式 の所有等に係る議決権の保有等が対象となる。
 - (1) 担保権の行使による株式の所有等(第1号)
 - (2) 代物弁済の受領による株式の所有等 (第1号)
 - (3) 自己の株式の取得 (第2号)
 - (4) 信託財産としての株式の所有等(第3号)
 - (5) 他の国内の会社の事業活動を拘束する おそれがない場合として公正取引委員会 規則で定める場合(第6号)
- 2 信託財産については、委託者又は受益者の利益のために管理されており、また、信託勘定と銀行勘定の分別管理が義務付けられていることから、申請会社が信託財産として株式を所有等することにより、議決権を行使することができる場合及び議決権を行使することができる場合及び議決権を行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)であって、次の(1)及び(2)のいずれにも当たるものは認可することとし、認可に当たっては、原則として、期限を付さないこととする(注6)。
 - (1) 株式発行会社の総株主の議決権に占める信託財産として所有等する株式を除く株式に係る保有等する議決権の割合が5%以下であること。

争への影響

第2 法第11条第2項の規定による認可

- 1 法第11条第2項の規定による認可は、同 条第1項の適用除外議決権のうち、同項第1 号から第3号まで及び第6号に該当する議決 権の保有等であって、申請会社が当該議決権 につき1年を超えて保有等しようとする場合 になされるものであり、具体的には次の株式 の取得又は所有(以下「所有等」という。) に係る議決権の保有等が対象となる。
 - (1) 担保権の行使による株式の所有等(第1号)
 - (2) 代物弁済の受領による株式の所有等 (第1号)
 - (3) 自己の株式の取得 (第2号)
 - (4) 信託財産としての株式の所有等(第3号)
 - (5) 他の国内の会社の事業活動を拘束する おそれがない場合として公正取引委員会 規則で定める場合(第6号)
- 2 信託財産については、委託者又は受益者の利益のために管理されており、また、信託勘定と銀行勘定の分別管理が義務付けられていることから、申請会社が信託財産として株式を所有等することにより、議決権を保有等する場合(当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)であって、次の(1)から(3)のすべてに当たるものは、一定の期限(注3)を付して認可することとする。
 - (1) 株式発行会社の総株主の議決権に占め る信託財産として所有等する株式を除く 株式に係る保有等する議決権の割合が 5%以下であること。

現 行

- (2) 信託財産として所有等した株式に係る 議決権について、銀行勘定に係るものと は別個に行使し、かつ、これを担保する ための社内体制の整備がされているこ と。
- (注 6) 認可の期間が1年を超える場合 (認可に期限を付さない場合を含む。)には、申請会社の毎年12月末 日時点における議決権の分別行使に 係る社内体制整備状況を速やかに公 正取引委員会に報告することとする。
- 3 債務の株式化に係る議決権の保有等については、「債務の株式化に係る独占禁止法第 11条の規定による認可についての考え方 (平成14年11月12日 公正取引委員 会)」による。
 - (注7) 会社更生法の規定に基づく更生計画の定めによる株式の取得に係る議決権の保有等についても、同様である。
- 4 (略)
 - (1) ~ (3) (略)
- 5 (略)

- (2) 株式発行会社の総株主の議決権に占め る信託財産として所有等する株式(当該 株式を取得等することにより,議決権を 保有等する場合であって,当該議決権を 取得し,又は保有する者以外の委託者又 は受益者が議決権を行使することができ るもの及び議決権の行使について当該委 託者又は受益者が受託者に指図を行うこ とができるものを除く。)に係る議決権を 含む保有等する議決権の割合が10%以 下であること。
- (3) 信託財産として所有等した株式に係る 議決権について、銀行勘定に係るものと は別個に行使し、かつ、これを担保する ための社内体制の整備がされているこ と。
- (注3)一定の期限については、所有等した株式の資産運用の目的、状況等の個別の事項を考慮して検討することとなるが、原則として5年以内の期限を付して認可を行うこととする。
- 3 債務の株式化に係る議決権の保有等については、「債務の株式化に係る独占禁止法第 11条の規定による認可についての考え方 (平成14年11月12日 公正取引委員 会)」による。
 - (注4) 会社更生法の規定に基づく更生計 画の定めによる株式の取得に係る議 決権の保有等についても、同様であ る。
- 4 (略)
 - (1) ~ (3) (略)
- 5 (略)

「債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定による認可についての考え方」 新旧対照表

下線部が変更箇所

改正後

による認可についての考え方

平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年1月4日 改定 平成22年1月1日 改定 平成26年4月1日

(略) 1

2 (略)

(1)・(2) (略)

- 3 銀行が、債務の株式化により、他の国内の 会社(上場されている株式の発行者である会 社以外の会社であって,以下の(1)から(4)の いずれかに当たる会社に限る。)の議決権をそ の総株主の議決権の5%を超えて保有するこ ととなった日から1年を超えて当該議決権を 保有しようとする場合には、原則として、上 記2(1)及び(2)のいずれにも該当しないもの として、法第11条第2項の規定により一定 の期限(注3)を付して認可を行うこととす る。
 - (1) 特定債務等の調整の促進のための特定調 停に関する法律第2条第3項に規定する特 定調停が成立している会社
 - (2) 民事再生法第174条第1項の規定によ る再生計画認可の決定を受けている会社
 - (3) 会社更生法第199条第1項の規定によ る更生計画認可の決定を受けている会社
 - (4) 産業競争力強化法第2条第16項に規定 する特定認証紛争解決手続に基づき事業再 生計画が作成されている会社

(注3) 一定の期限までの期間は、原則と して2年(当該他の国内の会社が中 現 行

債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定|債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定 による認可についての考え方

> 平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年1月4日 改定 平成22年1月1日

(略) 1

2 (略)

(1)・(2) (略)

現 行

小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者の場合は原則として4年)を限度として認可することとし、その限度を超える期間の認可の可否については、上記2(1)及び(2)の該当性を個別に検討することとする。

- 4 法第11条第1項第6号の場合に係る同条 第2項の規定に基づく認可については、銀行 又は保険会社が「当該議決権を速やかに処分 することを条件としなければならない」と規 定されているが、債務の株式化に係る認可の 場合には、これは「当該議決権を遅くとも合 理的な経営改善のための計画の終了後速やか に処分することを条件としなければならな い」との趣旨であるとする。
- 5 認可の期間が1年を超える場合には、認可 を受けた銀行又は保険会社が各事業年度終了 後速やかに当該計画の進ちょく状況等につい て公正取引委員会に報告することとする。
 - (注4) 当該計画が早期に達成され、認可期間中に上記2(1)又は(2)に該当することとなるなど、認可の要件である事実が消滅し、又は変更したと認めるときは、公正取引委員会は、法第70条の12第1項の規定に基づいて、認可を取り消し、又は変更することができる。

- 3 法第11条第1項第6号の場合に係る同条 第2項の規定に基づく認可については、銀行 又は保険会社が「当該議決権を速やかに処分 することを条件としなければならない」と規 定されているが、債務の株式化に係る認可の 場合には、これは「当該議決権を遅くとも合 理的な経営改善のための計画の終了後速やか に処分することを条件としなければならな い」との趣旨であるとする。
- 4 認可の期間が1年を超える場合には、認可を受けた銀行又は保険会社が各事業年度終了後速やかに当該計画の進ちょく状況等について公正取引委員会に報告することとする。
 - (注3) 当該計画が早期に達成され、認可期間中に上記2(1)又は(2)に該当することとなるなど、認可の要件である事実が消滅し、又は変更したと認めるときは、公正取引委員会は、法第70条の12第1項の規定に基づいて、認可を取り消し、又は変更することができる。

番号	改定案該当箇所	意見の概要	考え方
1	第1の3及び4	独占禁止法第11条の趣旨は、銀行又は保険会社による事業支配力の過度の集中等を防止し、公正かつ自由な競争を促進することであると思われるが、議決権の行使及びその指図を行うことができないのであれば、事業支配力が集中するおそれがなく、期間制限がなくても十分この趣旨を達成することができると思われる。したがって、投資事業有限責任組合及び民法上の組合についての認可基準の緩和という方法ではなく、抜本的に独占禁止法第11条第1項第4号及び第5号を改正し、期間制限を撤廃すべきである。(個人)	を、議決権保有が投資目的であることが担保され、事業支配を目的とする議決権 保有ではないと認められる期間に限る趣旨ですが、組合契約上、議決権の行使 又はその特別を行うことができない場合であっても、議決権保有を背景とした実
2	第1の3	案では「キャピタルゲインを得ることを目的とした」投資であることを掲げているが、投資の回収手段は必ずしもキャピタルゲインを得ることに限られないことから、事業支配を目的とした議決権の保有ではなく投資目的と認められる議決	「キャピタルゲインを得ることを目的とした」の要件を満たさない場合であっても、「独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下「11条ガイドライン」といいます。)の第1の5(1)から(3)を考慮して、議決権保有が投資目的であることが担保され、事業支配を目的とする議決権保有ではないと認められる場合には、独占禁止法第11条第1項ただし書に基づき認可します。
3	第1の3	続期間が15年程度を想定しているなど、10年超のファンドも今後組成される可能性があるが、今回の改定案では10年超の場合に一定の要件を満たせば一定の期間を付して認可することとされている。こうしたファンド組成時から存続期間が10年超となるファンドの認可申請については、認可申請はファンド組成時に行えばよいか(例えば、15年として申請し、15年を一定期間とされて認可されるのか。)。(団体)	
4	第1の3	投資事業有限責任組合への出資において、10年を超える期間については、「一定の期限を付して認可する」とされているが、保有期間の延長に係る認可申請の回数について制限はなく、正当な理由があると判断されれば、保有期間の延長は何度でも認められるのか。(団体)	既存の認可に付された「一定の期限」を超えて議決権を保有するために再度の認可申請を行う場合についても、初回の認可申請の場合と同様に、審査の結果、11条ガイドラインの第1の3(1)から(3)の全てに当たる場合又は5(1)から(3)を考慮して認可することが相当であると認められる場合は、再び「一定の期限」を付して認可します。再度の認可申請の回数自体について制限はありません。